

(参考) 公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理に係る留意事項について (事務連絡) (令和4年9月22日発出)

事務連絡
令和4年9月22日

都道府県民生主管部(局)
児童手当主管課(部) 御中

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室

公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理に係る留意事項について

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。本年度も下半期を迎えるに当たって、今後職員の異動等が行われることと思われまますので、公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理について、特に御留意いただきたい事項を、下記のとおり改めて周知いたします。

各都道府県担当者におかれては、下記の内容について御了知の上、職員管理・福利厚生部局等の、所属職員への児童手当支給事務を担当する部(局)に周知いただくとともに、貴管内市区町村に周知していただくようお願いいたします。

また、本事務連絡は、所属職員の児童手当の支給・認定等に係る事務を担当している者へ必ず周知されるよう御配慮願います。(例えば、各職員の支給・認定等の実務を都道府県職員管理・福利厚生部局ではなく、各部局等で行っている場合は、職員管理・福利厚生部局担当者から各部局の担当者にも必ず周知してください。)

なお、同日付で本事務連絡と同様の内容を都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会に対して連絡していることを申し添えます。

記

1. 児童手当の受給者である職員が退職又は所属庁を異にして異動する場合

公務員である児童手当の受給者が退職する場合や、異動により所属庁(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条又は第2条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が変わる場合、改めて新たな申請先において児童手当の認定申請を行う必要があります。特に、職員が退職・出向等により公務員でなくなる^{※1}場合、申請先は所属庁から当該職員の住所地の市区町村となりますが、市区町村では当該職員が退職等により公務員でなくなったことを把握する機会がないため、児童手当の申請や届出に係る周知を行う機会がなく、申請遅れ等が発生する恐れがあります。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、

その期間分は不支給となります^{※2}。このため、児童手当受給者が退職等により公務員でなくなる場合や異動により所属庁が変更になる場合は、新たな申請先に対して速やかに申請する必要がある旨を、退職等される受給者へお渡しする文書例(別添1)を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。

また、支給事由消滅通知書についても、異動日(退職日)以降(当日含む)に遺漏なく発出いただきますようお願いいたします。

※1 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人(特定独立行政法人を含む)や国立大学法人等、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。

※2 ただし、異動日(退職日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給がされます。

2. 住所地の市区町村から児童手当を受給している者が公務員として採用する場合
住所地の市区町村から児童手当を受給していた者が新たに公務員となる場合、新たに勤務する所属庁で申請を行い、児童手当を受給することとなります。一方、当該受給者から住所地の市区町村に対して支給事由消滅届が提出されない場合、住所地の市区町村では当該受給者が公務員となったことを把握できないため、住所地の市区町村及び所属庁からの二重支給が発生し、住所地の市区町村から当該受給者に対して返還請求がなされる可能性があります。

つきましては、所属庁から新たに公務員として採用した方に対して児童手当の申請を促していただきますようお願いいたします。当該職員がそれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、認定申請の受付後、速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への支給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定することについて、所属庁から市区町村へ連絡していただくようお願いいたします^{※3}。

なお、住所地の市区町村における受給状況の把握に当たっては、職員への聞き取りや、認定請求書に当該市区町村における受給の有無や支給事由消滅届の提出状況に係る項目を追加することなどが考えられます(別紙参照)。

※3 特に、令和4年6月以降は、現況届の提出を省略することができることから、市区町村が二重支給を長期にわたり把握できず、多額の返還が必要となる可能性があるため、対応に遺漏のないようお願いいたします。

3. 会計年度任用職員等の非常勤職員で、採用されてから一定期間経過後に共済組合に加入する場合

常時勤務を要しない公務員であっても、一定の条件を満たした場合には、共済組合に加入することになります。当該職員が児童手当の受給資格者である場合は、採用された時点では住所地の市区町村から児童手当を受給しますが、共済組合に加入して長期給付が適用されると支給元は所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて申請する必要があります。

つきましては、所属庁から新たに共済組合に加入する職員（短期給付のみが適用される職員は除く。）に対して児童手当の申請を促していただき、その上で当該職員がそれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、2と同様に、認定申請の受付後、速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定することについて、所属庁から市区町村へ連絡していただくようお願いいたします。

以上

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室指導第一係
TEL : 03-5253-2111 (内線 38483)
FAX : 03-3501-6501

児童手当についての重要なお知らせ

公務員を退職する方へ

公務員の方が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、当月内に住居地の市区町村に新たに児童手当の支給申請を行う必要があります！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、その期間分は不支給となります。公務員である児童手当受給者が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、退職日（異動日）の当月内に住居地の市区町村へ児童手当の支給申請を行う必要があります。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ ただし、異動日（退職日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給がされます。ご不明の点があれば、住居地の市区町村にお尋ねください。

※ 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定地方独立行政法人や、統計センター、国立公文書館等の行政執行法人を含む）、国立大学法人等の、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含まれます。

児童手当についての重要なお知らせ

特例給付の所得上限額を超えた方へ

今後、所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて勤務先に特例給付の支給申請等を行う必要があります！

翌年度以降に所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて勤務先（退職・出向等により公務員でなくなった場合には、住居地の市区町村）へ特例給付の支給申請を行う必要があります。

また、所得更正により所得が特例給付の所得上限額を下回った場合にも、速やかに勤務先にご相談ください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の特例給付を受けられなくなりますので、ご注意ください。

(参考) 特例給付の所得上限額

(単位：万円)

扶養親族等の数 (ワロコウの総数)	所得額	収入額目安
0人 (専業主婦の世帯で いない世帯) (世)	858	1071
1人 (専業主婦の世帯) (世)	896	1124
2人 (専業主婦 + 世帯100万円 以下所得者1名) (世)	934	1162
3人 (専業主婦 + 世帯100万円 以下所得者2名) (世)	972	1200
4人 (専業主婦 + 世帯100万円 以下所得者3名) (世)	1010	1238
5人 (専業主婦 + 世帯100万円 以下所得者4名) (世)	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、申請時点における世帯員構成及び扶養親族（世帯に不在の世帯員を除く。以下、「扶養親族」という。）並びに扶養親族等でない児童等での合計2021年12月31日に届けて申告された世帯員構成をいう。
扶養親族等の数に応じて、所得額（所得控除ベース）は、4人につき3万円（扶養親族等の世帯員が世帯員（70歳以上の者に限る））を超過する世帯員（世帯員4人以上）が1名以上いる世帯と異なる。
収入額は、所得額に世帯員所得控除額等が加算した額である。実際の所得は世帯員ごとの所得控除額により、収入額より少なくなる。

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) 960万円未満 〔年収1,200万円以上の者については、令和4年10月支給分から支給対象外〕
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)
30 費用負担	○ 財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。		
	0歳～3歳未満 3歳～ 中学校修了前	被用者 特例給付(所得制限以上) 児童手当	非被用者 特例給付(所得制限以上) 児童手当
財源内訳 (令和4年度 予算)	[給付総額] 1兆9,988億円	(内訳) 国負担分 : 1兆 951億円 地方負担分 : 5,476億円 事業主負担分 : 1,637億円 公務員分 : 1,925億円	うち特例給付 405億円 うち特例給付 202億円 うち特例給付 30億円

参照条文

○児童手当法（昭和46年法律第73号）

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2・3 （略）

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 （略）

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 （略）

（公務員に関する特例）

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2・3 （略）

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者(子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、又は納付する義務を負う被保険者であつて公務員でない者をいう。以下同じ。)に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。)に係る児童手当の額に係る部分に限る。)は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2・3 (略)

4 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

- 一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用(当該国家公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。) 国
- 二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用(当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。) 当該都道府県
- 三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用(当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。) 当該市町村

5・6 (略)